

	<p>イ 外部と区画された構造とすること。</p> <p>口 保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。</p> <p>ハ 保管廃棄設備には、第30条の9第8号口及びハに定めるところにより、耐火性の構造である容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付すること。</p>	<p>イ 外部と区画された構造とすること。</p> <p>口 保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けること。</p> <p>ハ 保管廃棄設備には、第30条の9第8号口及びハに定めるところにより、耐火性の構造である容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付すること。</p>
	<p>ニ 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。</p>	<p>ニ 保管廃棄設備である旨を示す標識を付すること。</p>
2	(略)	2 (略)
3	(略)	3 (略)
	(放射線治療病室)	(放射線治療病室)
	<p>第30条の12 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室（以下「放射線治療病室」という。）の構造設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>① 画面等の外側の実効線量が1週間につき1mSv以下になるように画壁等その他必要なしやへい物を設けること。ただし、その外側が、人が通行し、若しくは停在することのない場所であるか又は放射線治療病室である画壁等については、この限りでない。</p> <p>② 放射線治療室において、放射線診療従事者等の実効線量が1週間につき1mSv以下になるよう必要なしやへい壁その他必要なしやへい物を設けること。</p> <p>③ 放射線治療病室の出入口には、治療中である旨を示す標示を付すること。</p> <p>④ 放射線治療室である旨を示す標識を付すること。</p> <p>⑤ 第30条の8第6号から第8号までに定めるところに適合する者のみを入院させる放射線治療病室については、適用しない。</p>	<p>第30条の12 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室（以下「放射線治療病室」という。）の構造設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>① 画面等の外側の実効線量が1週間につき1mSv以下になるように画壁等その他必要なしやへい物を設けること。ただし、その外側が、人が通行し、若しくは停在することのない場所であるか又は放射線治療病室である画壁等については、この限りでない。</p> <p>② 放射線治療室である旨を示す標識を付すること。</p> <p>③ 第30条の8第6号から第8号までに定めるところに適合すること。ただし、第30条の8第8号の規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については、適用しない。</p>

ること。ただし、第30条の8第8号の規定は、診療用放射線照射機器を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については、適用しない。

⑥ 前号に規定する洗浄設備が設けられているときは、第30条の11第1項第2号の規定により設ける排水設備に連結すること。

⑦ 当該病室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染されたものひろがりを防止するための装置が設けられているときは、その装置は、第30条の11第1項第3号の規定により設ける排気設備に連結すること。

第4節 管理者の義務

(注意事項の掲示)

第30条の13 病院又は診療所の管理者は、エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線器具使用室、(放射性同位元素装備診療機器使用室)、診療用放射性同位元素使用施設、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室(以下「放射線取扱施設」という。)の目につきやすい場所につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

(使用の場所等の制限)

第30条の14 病院又は診療所の管理者は、エックス線装置等の使用およびその業務を行う場所は、当該エックス線装置等の届出書に記した使用場所以外で使用してはならない。

2 同じ使用場所において複数のエックス線装置等を使用する場合

第4節 管理者の義務

(注意事項の掲示)

第30条の13 病院又は診療所の管理者は、エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線器具使用室、(放射性同位元素装備診療機器使用室)、診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室(以下「放射線取扱施設」という。)の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

(使用の場所等の制限)
第30条の14 病院又は診療所の管理者は、次の表の左欄に掲げる業務をそれぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の右欄に該当する場合はこの限りではない。

には、次の各号に掲げる事項を遵守あるいは講じなければならぬ。			
(1) 同じ場所で使用するそれぞれのエックス線装置等に係るすべての規定。			
(2) 複数のエックス線装置等の使用における管理区域等の線量基準			
(3) 同じ場所で診療を受ける患者の不必要な被ばくを防止する適切な措置。			
エックス線装置の使用	エックス線診療室	エックス線装置の使用	エックス線診療室
			特別の理由により移動して使用する場合又は特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用施設において使用する場合(適切な防護措置を講じた場合に限る。)
診療用高エネルギー放射線発生装置の使用	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室	診療用高エネルギー放射線発生装置の使用	(略)

<u>診療用放射線照射装置の使用</u>	<u>診療用放射線照射装置使用室</u>	<u>診療用放射線照射装置の使用</u>	<u>診療用放射線照射装置使用室</u>

特別の理由により工
クス線診療室又は診療
用放射性同位元素使用
室で使用する場合（適
切な防護措置を講じた
場合に限る。）

診療用放射線照射 器具の使用	診療用放射線照射 器具使用室	特別の理由によりエッ タス線診療室若しくは 診療用放射性同位元素 使用施設で使用する場 合(適切な防護措置を 講じた場合に限る。)、 手術室において一時적 に使用する場合又は移 動させることが困難な 患者に対して放射線治 療病室において使用す る場合若しくは適切な 防護措置及び汚染防止 措置を講じた上で集中 強化治療室若しくは心 疾患強化治療室におい て一時的に使用する場 合	特別の理由によりエッ タス線診療室若しくは 診療用放射性同位元素 使用室で使用する場合 (適切な防護措置を講 じた場合に限る。)、 手術室において一時적 に使用する場合又は移 動させることが困難な 患者に対して放射線治 療病室において使用す る場合若しくは適切な 防護措置及び汚染防止 措置を講じた上で集中 強化治療室若しくは心 疾患強化治療室におい て一時的に使用する場 合
放射性同位元素装 備診療機器の使用	放射性同位元素装 備診療機器の使用	放射性同位元素装 備診療機器の使用	放射性同位元素装 備診療機器の使用
診療用放射性同位 元素の使用	診療用放射性同位 元素使用施設	診療用放射性同位 元素の使用	(略)

診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素の貯蔵	貯蔵施設	診療用放射線照射装置、診療用放射器具又は診療用放射性同位元素の貯蔵	貯蔵施設
診療用放射性同位元素による汚染された物の廃棄	運搬容器	診療用放射線照射装置、診療用放射器具又は診療用放射性同位元素の運搬	運搬容器
診療用放射性同位元素による汚染された物の廃棄	焼却施設	診療用放射性同位元素又は放射性同位元素による汚染された物の廃棄	焼却施設

(患者の入院制限)

第30条の15 病院又は診療所の管理者は、診療用放射線照射機器を持续的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させてはならない。ただし、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合には、この限りでない。

2 病院又は診療所の管理者は、放射線治療病室に、前項に規定する患者以外の患者を入院させてはならない。

第30条の15 病院又は診療所の管理者は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を持续的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させさせてはならない。ただし、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合には、この限りでない。

2 病院又は診療所の管理者は、放射線治療病室に、前項に規定す

<p><u>3 病院又は診療所の管理者は、第1項に規定する患者が診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者であることがわかるうような措置を講じること。ただし、第1項のただし書きに該当する場合を除く。</u></p>	<p>る患者以外の患者を入院させてはならない。</p> <p>(管理区域) 第30条の16 (略)</p> <p>(敷地の境界等における防護) 第30条の17 (略)</p> <p>(放射線診療従事者等の被ばく防止) 第30条の18 病院又は診療所の管理者は、第1号から第3号までに掲げる措置のいづれか及び第4号から第6号までに掲げる措置を講ずるとともに、放射線診療従事者等（エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線器具、放射性同位元素装置、診療用放射性機器又は診療用放射性同位元素（以下この項において「エックス線装置等」という。）の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であつて管理区域に立ち入るもの）をいう。以下同じ。）が被ばくする線量が第30条の27に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにならなければならぬ。</p> <p>(放射線診療従事者等の被ばく防止) 第30条の18 病院又は診療所の管理者は、第1号から第3号までに掲げる措置のいづれか及び第4号から第6号までに掲げる措置を講ずるとともに、放射線診療従事者等が被ばくする線量が第30条の27に定める実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにしなければならぬ。</p> <p>① しゃへい壁その他のしゃへい物を用いることにより放射線のしゃへいを行なうこと。 ② 遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方により、エックス線装置等と人体との間に適当な距離を設けること。</p>
---	--

③ 人体が放射線に被ばくする時間と短かくすること。	③ 人体が放射線に被ばくする時間を短かくすること。	④ 診療用放射性同位元素使用施設、貯蔵施設又は放射線治療病室において放射線診療従事者等が呼吸する空気中に含まれる放射性同位元素の濃度が第30条の26第2項に定める濃度限度を超えないようにすること。	④ 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設又は放射線治療病室における空気中の濃度が第30条の26第2項に定める濃度限度を超えないようにすること。	④ 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設又は放射線治療病室における空気中の濃度が第30条の26第2項に定める濃度限度を超えないようにすること。
⑤ 診療用放射性同位元素使用施設、貯蔵施設又は放射線治療病室内の人が触れるものの放射性同位元素の表面密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度を超えないようにすること。	⑤ 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内の人が触れるものが触れるものの放射性同位元素の表面密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度を超えないようにすること。	⑤ 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内の人が触れるものが触れるものの放射性同位元素の表面密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度を超えないようにすること。	⑤ 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内の人が触れるものが触れるものの放射性同位元素の表面密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度を超えないようにすること。	⑤ 診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療病室内の人が触れるものが触れるものの放射性同位元素の表面密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度を超えないようにすること。
⑥ 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止すること。	⑥ 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止すること。	2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。	2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。	2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。
2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。	2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。	① (略) ② (略) ③ (略)	① (略) ② (略) ③ (略)	① (略) ② (略) ③ (略)
④ 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域内に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域内に一時的に立ち入る者であつて放射線診療従事者等でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が <u>100 μSv</u> を超えるおそれのないときはこの限りではない。	④ 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域内に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域内に一時的に立ち入る者であつて放射線診療従事者等でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が <u>100 μSv</u> を超えるおそれのないときはこの限りではない。	④ 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域内に立ち入っている間継続して行うこと。	④ 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域内に立ち入っている間継続して行うこと。	④ 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域内に立ち入っている間継続して行うこと。
⑤ 内部被ばくによる線量は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素	⑤ 内部被ばくによる線量は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素			

素使用施設その他の放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には、3月を超えない期間ごとに1回（妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）、厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

3 前項の測定結果については、次に掲げる事項について記録し保存すること。

- ① 外部被ばくによる線量の測定の結果については、4月1日、
7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4
月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により病院又は
診療所の管理者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつて
は、出産までの間毎月1日を始期とする1月間にについて、当該
期間ごとに集計し、集計の都度次に掲げる事項について記録す
ること。

- イ 测定対象者の氏名
ロ 测定した者の氏名
ハ 放射線測定器の種類及び型式
ニ 测定方法
ホ 测定部位及び測定結果
- ② 内部被ばくによる測定の結果については、次に掲げる事項につ
いて記録すること。
- イ 测定日時
ロ 测定対象者の氏名
ハ 测定した者の氏名
ニ 放射線測定器の種類及び型式
ホ 测定方法

使用室その他の放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には、3月を超えない期間ごとに1回（妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）、厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

使用室その他の放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には、3月を超えない期間ごとに1回（妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間1月を超えない期間ごとに1回）、厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

△ 测定結果

③ 前項の測定結果については、手、足等の人体部位の表面が表面汚染密度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあつては、次に掲げる事項について記録すること。

イ 测定日時

口 ハ

二 本

ヘ 测定対象者の氏名

二 本

二 ハ 测定した者の氏名

放射線測定器の種類及び型式

本 测定方法

ヘ 测定部位及び測定結果

④ 前号までの測定結果から、厚生労働大臣の定めるところにより実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては、出産までの間毎月1日を始期とする1月間にについて、当該期間ごとに算定し、算定の都度次に掲げる項目について記録すること。

イ 算定期月

口 ハ

二 本

ヘ 対象者の氏名

二 本

二 ハ 算定期間

実効線量

ヘ 等価線量

⑤ 前号による実効線量の算定期の結果、4月1日を始期とする1年間にについての実効線量が20mSvを超えた場合は、当該1年間以後は、当該1年間を含む厚生労働大臣が定める期間の累

積実効線量（前号により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

イ 集計年月日

対象者の氏名

集計した者の氏名

集計対象期間

累積実効線量

⑥ 当該測定の対象者に対し、前号までの記録の写しを記録の都度交付すること。

⑦ 第1号から第5号までの記録を保存すること。ただし、当該記録の対象者が病院又は診療所の放射線診療従事者等でなくならた場合又は当該記録を5年間保存した後においてこれを厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

（患者等の被ばく防止）
第30条の19（略）

（取扱者の遵守事項）

第30条の20 病院又は診療所の管理者は、診療用放射線照射機器、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。
① 診療用放射性同位元素使用施設又は廃棄施設においては作業衣等を着用し、また、これらを着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。
② 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度

（患者の被ばく防止）
第30条の19（略）

（取扱者の遵守事項）
第30条の20 病院又は診療所の管理者は、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

① 診療用放射性同位元素使用室又は廃棄施設においては作業衣等を着用し、また、これらを着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。
② 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性

<p>を超えているものは、みだりに診療用放射性同位元素使用施設、廃棄施設又は放射線治療病室から持ち出さないこと。</p> <p>③ 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度の10分の1を超えるものは、みだりに管理区域からもち出さないこと。</p> <p>④ 診療用放射性同位元素使用施設又は廃棄施設から退出するときは、手、足その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある人体部位の表面及び作業衣等の汚染の状況について放射線測定器を用いて測定すること。</p> <p>⑤ 診療用放射線照射機器を移動させて使用する場合には、直ちに、その診療用放射線照射機器について粉失、漏えい等の異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明した場合は、放射線障害を防止するための必要な措置を講じること。</p>	<p>2 (削除)</p> <p>① (削除) 第30条の4(エックス線診療室)に記載</p> <p>② (削除) 第30条の15(患者の入院制限)に記載</p>	<p>(エックス線装置等の測定)</p> <p>第30条の21 病院又は診療所の管理者は、治療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射装置について、その放射線量を6月を超えない期間ごとに1回以上線量計で測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければ</p>
<p>同位元素の密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度を超えるものは、みだりに診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室から持ち出さないこと。</p> <p>③ 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第30条の26第6項に定める表面密度限度の10分の1を超えるものは、みだりに管理区域からもち出さないこと。</p>	<p>2 病院又は診療所の管理者は、放射線診療を行なう医師又は歯科医師に次に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>① エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨を表示すること。</p> <p>② 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素により治療を受けている患者には適当な標示を付すること。</p>	<p>(エックス線装置等の測定)</p> <p>第30条の22 病院又は診療所の管理者は、治療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射装置を用いて治療を受ける患者の放射線量の精度を高めるとともに放射線障害を低減するための適切な方策を講じるとともにその記録を</p>

年間保存しなければならない。

(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)

第30条の22 病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に1回及び診療を開始した後にあつては1月を超えない期間ごとに1回(第1号に掲げる測定にあつては6月を超える)放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を**測定しなければならない。**

- ① 放射線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射機器又は(放射性同位元素装備診療機器)を固定して取り扱う場合であつて、取扱いの方法及びしやへい壁その他その他の物の位置が一定している場合におけるエックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射機器使用室、(放射性同位元素装備診療機器使用室)管理区域の境界、病院又は診療所内的人が居住する区域及び病院又は診療所の敷地の境界における放射線の量の測定
- ② 排水設備の排水口、排気設備の排気口、排水監視設備のある場所及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定

- ③ 測定結果については、測定の都度次に掲げる事項について記録し、5年間保存すること。

イ 測定日時

ロ 測定箇所

ハ 測定した者の氏名

(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)

第30条の22 病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に1回及び診療を開始した後にあつては1月を超えない期間ごとに1回(第1号に掲げる測定にあつては6月を超えない期間ごとに1回、第2号に掲げる測定にあつては排水し、又は排氣する都度(連続して排水し、又は排氣する場合は、連続して))放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を**測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない。**

- ① エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器を取り扱う場合であつて、取扱いの方法及びしやへい壁その他その他の物の位置が一定している場合におけるエックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射機器装置使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、管理区域の境界、病院又は診療所内人が居住する区域及び病院又は診療所の敷地の境界における放射線の量の測定
- ② 排水設備の排水口、排気設備の排気口、排水監視設備のある場所及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定

③ 結果を5年間保存する。

二 放射線測定器の種類及び型式

△ 測定結果

2 前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるところにより行う。

① 放射線の量の測定は、 1 cm^2 線量当量率又は 1 cm^2 線量当量について行うこと。ただし、 $70\text{ }\mu\text{m}$ 線量当量率の 10 倍を超えるおそれのある場所においては、 $70\text{ }\mu\text{m}$ 線量当量率について行うこと。

② 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するために最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができます。

③ 前2号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

項目	場所	項目	場所
2	前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるところにより行う。 ① 放射線の量の測定は、 1 cm^2 線量当量率又は 1 cm^2 線量当量について行うこと。ただし、 $70\text{ }\mu\text{m}$ 線量当量率の 10 倍を超えるおそれのある場所においては、 $70\text{ }\mu\text{m}$ 線量当量率について行うこと。 ② 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するために最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができます。 ③ 前2号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。	2	前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるところにより行う。 ① 放射線の量の測定は、 1 cm^2 線量当量率又は 1 cm^2 線量当量について行うこと。ただし、 $70\text{ }\mu\text{m}$ 線量当量率の 10 倍を超えるおそれのある場所においては、 $70\text{ }\mu\text{m}$ 線量当量率について行うこと。 ② 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するために最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができます。 ③ 前2号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

放射線の量	イ エックス線診療室、診療用高エネルギー放出線発生装置使用室、診療用放射線照射機器使用室、(放射性同位元素装備診療機器使用室)及び診療用放射性同位元素使用施設	放射線の量 貯蔵施設 廃棄施設 放射線治療病室 管理区域の境界 病院又は診療所内の方が居住する区域 病院又は診療所の敷地の境界	イ エックス線診療室、診療用高エネルギー放出線発生装置使用室、診療用放射線照射機器使用室、(放射性同位元素装備診療機器使用室)及び診療用放射性同位元素使用室 貯蔵施設 廃棄施設 放射線治療病室 管理区域の境界 病院又は診療所内の方が居住する区域 病院又は診療所の敷地の境界
	口 ハ ニ 亦 ベ ト	口 ハ ニ 亦 ベ ト	口 ハ ニ 亦 ベ ト
放射性同位元素による汚染の状況	イ 口 ハ ニ 亦 ベ ト	放射性同位元素による汚染の状況 排水設備の排水口 排氣設備の排氣口 排水監視設備のある場所 排氣監視設備のある場所 管理区域の境界	イ 口 ハ ニ 亦 ベ ト
	口 ハ ニ 亦 ベ ト	口 ハ ニ 亦 ベ ト	口 ハ ニ 亦 ベ ト

(記帳)

第30条の23 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、エックス線装置又は診療用高エネルギー放射線発生装置の使用に關し、次に掲げる事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。ただし、第30条の16第1項の規定を遵守していることが定期的に確認されている場合にはこの限りではない。

- ① 使用の年月日、方法及び場所
- ② 使用に係るエックス線装置又は診療用高エネルギー放射線発生装置の種類
- ③ 1週間、3月間、年間の使用時間
- ④ 使用した者の氏名
- ⑤ 記録した者の氏名
- ⑥ 放射線防護責任者の氏名、捺印

(記帳)

第30条の23 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、次の表の左欄に掲げる室ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる装置又は器具の1週間当たりの延べ使用時間を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければならない。ただし、その室の隔壁等の外側における実効線量率がそれぞれ同表の下欄に掲げる線量率以下になるようにしていきたい室については、この限りでない。

治療用エックス線装置を使用しないエックス線診療室	治療用エックス線装置以外のエックス線装置	40 μ Sv/h
治療用エックス線装置を使用するエックス線診療室	治療用エックス線装置	20 μ Sv/h
診療用高エネルギー放射線発生装置	診療用高エネルギー放射線発生装置	20 μ Sv/h

	診療用放射線照射 装置使用室	診療用放射線照射 装置	20 μ Sv/h
	診療用放射線照射 器具使用室	診療用放射線照射 器具	60 μ Sv/h
2 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射機器及び診療用放射性同位元素の入手、使用、保管及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に係る診療用放射線照射機器に備する放射性同位元素の種類及びBq 単位をもつて表わした数量を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。			
① 入手、使用、保管又は廃棄の年月日			
② 入手、使用、保管又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の型式及び個数			
③ 入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素の種類及びBq 単位をもつて表わした数量			
④ 入手、使用又は廃棄に係る診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及びBq 単位をもつて表わした数量			
⑤ 使用した者の氏名並びに使用の方法及び場所			
⑥ 保管に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所			
⑦ 廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所の方法及び場所			

<p><u>3 病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、放射線取扱施設の点検に關し、次に掲げる事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>① 点検の実施年月日 ② 点検の結果及びこれに伴う措置の内容 ③ 点検を行った者の氏名</p>	<p><u>4 病院又は診療所の管理者は、射線診療従事者等に実施した教育及び訓練の実施に關し、次に掲げる事項を記載し、これを5年間保存しなければならない。</u></p> <p>① 実施した年月日、 ② 項目及びその概要 ③ 時間 ④ 受けた放射線診療従事者等の氏名</p>	<p>(廃止後の措置) 第30条の24 (略)</p>	<p>(事故の場合の措置) 第30条の25 病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害又は盜難、紛失その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、ただちにその旨を病院又は診療所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他関係</p>
---	--	---	---------------------------------	--

機関に通報するとともに放射線障害の防止に必要な措置を講じなければならない。

機関に通報するとともに放射線障害の防止につとめなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

① 放射線診療従事者等が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立ち入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置をとじ、必要な保健指導を行うこと。

② 放射線診療従事者等以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、連絡なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じること。

3 第24条の2第12号、第13号又は第14号に該当する場合の法第15条第3項の規定による届出は、10日以内にその状況及びそれに対する措置を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

(取扱い等の制限)

第30条の25の3 病院又は診療所の管理者は、18歳未満の者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者を

いう。）にエックス線装置等又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱い、管理又はこれに付隨する業務に従事させてはならない。

2 前項の規定は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により免許を受けた准看護師その他厚生労働省令で定める者については、適用しない。

第5節 限度

(濃度限度等)

第30条の26 (略)

(線量限度)

第30条の27 (略)

(医療放射線防護・管理規定)

第XX条 管理者は、病院又は診療所にエックス線装置等を備えようとする場合には、当該施設の医療放射線防護・管理規定を作成し、診療を開始する前にあらかじめ届出なければならない。

2 前項に規定する医療放射線防護・管理規定は次の各号に定めるものとする。

- (1) 放射線診療従事者等の職務および組織に関すること。
- (2) 放射線防護責任者および医療放射線の安全管理に従事す